

通所介護及び介護予防通所サービス

フィットネサービス流れ星 運営規程

(事業の目的)

第1条 **株式会社しんか**(以下「事業者」という。)が開設する**フィットネサービス流れ星**

第2条 (以下「事業所」という。)が行う通所介護及び介護予防通所サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者もしくは事業対象者(以下「利用者」という。)に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な通所介護又は介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 介護予防通所サービスの提供に当たっては、事業所の従業者は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 **フィットネサービス流れ星**

(2) 所在地 **熊本県熊本市南区並建町549-1**

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 **1名以上**

生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。

(3) 看護職員 **1名以上**

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(4) 介護職員 **5名以上**

介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 **1名以上**

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 **月曜日から土曜日までとする。年末年始12月31日から1月3日までを除く。**

(2) 営業時間 **午前9時から午後17時までとする。**

(3) サービス提供時間 午後9時00分から午後16時15分までとする。

(4) 延長サービスの有無 有

(地域密着通所介護及び介護予防通所サービスの利用定員)

第6条 通所介護及び介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。定員を遵守する。

1 単位 定員33名

(地域密着通所介護及び介護予防通所サービスの内容)

第7条 通所介護及び介護予防通所サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康状態の確認

(5) 送迎

(6) 日常生活における相談及び助言

(7) その他日常生活上の援助

(利用料等)

第8条 地域密着通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は、熊本市の要綱で定める額とし、利用者負担額は介護予防通所サービスに係る費用基準額から当該介護予防通所サービス事業者を支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食費 1食当たり 昼食代400円、夕食400円、持ち帰り弁当500円、おやつ代50円、

(2) おむつ代等

紙おむつ1枚140円、紙パンツ100円、大パッド1枚70円、小パッド20円

(3) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり15円

(4) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(契約)

第9条 利用開始時、契約書及び重要事項説明書の説明をし、同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

第10条 正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

第11条 事業者は、地域密着通所介護の実施ごとに、サービスの提供時間と内容を記録し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。

2 事業者は、前項のサービス提供記録を5年間保存し、利用者はこれを閲覧することができる

3 利用者は、当該利用者に関する第1項の記録の複写物の交付を受ける事ができる

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、熊本市西区、熊本市南区、熊本市中央区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、地域密着通所介護又は介護予防通所サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

(1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出るものとする。

(2) 共用の施設・設備は、従業者の指示に従い、他の利用者の迷惑にならないよう利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行う。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 事業者は、地域密着通所介護又は介護予防通所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要があれば損害賠償を行う。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第18条 事業者は、提供した地域密着通所介護又は介護予防通所サービスに係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業者は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のため虐待防止のための指針を策定し、虐待防止委員会を定期的（少なくとも3か月に1回）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のために研修を定期的の実施すること。

(3) 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くことその他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(その他運営についての重要事項)

第20条 事業者は、通所介護にあたる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、BCP、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

(1)採用時研修 採用後3カ月以内

(2)継続研修 年12回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 サービス担当者会議等で情報を使用する場合、あらかじめ文書により了承を得る。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 事業者は、利用者に対する通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

附 則

この規程は、平成30年9月10日から施行する。